

大和市告示第 1 1 3 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	大和市中心林間 5 丁目 2 番	平成 2 8 年 5 月 1 6 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 0 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和市上和田 1 8 2 7 番地	平成 2 7 年 1 0 月 3 1 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 7 5 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和市中心林間三丁目及び五丁目地内	平成 2 7 年 9 月 1 0 日	告示の日
はり札	1	大和市南林間二丁目地内	平成 2 7 年 9 月 1 0 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 7 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和市中央林間五丁目地内	平成 2 7 年 2 月 1 6 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 17 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 27 年 2 月 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和市中心部林間二丁目地内	平成 27 年 1 月 19 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年大和市規則第 88 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第186号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成26年10月14日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	大和市上和田地内	平成26年9月5日	告示の日
はり札	19	市内幹線道路	平成26年9月10日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第100号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成26年5月12日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	3	大和市中心林間四丁目地内	平成26年4月5日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間（日曜日及び土曜日を除く。）

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第68号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成26年4月4日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	3	大和市中心林間四丁目地内	平成26年3月6日及び同月11日	告示の日
はり札	1	大和市代官四丁目地内	平成26年3月31日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間（日曜日及び土曜日を除く。）

3 保管場所

大和市中鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第15号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成26年2月13日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	4	大和市中心林間四丁目地内	平成26年1月18日及び同月20日	告示の日
はり札	1	大和市下鶴間地内	平成26年1月29日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 0 6 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和市つきみ野三丁目及び四丁目地内	平成 2 5 年 1 1 月 8 日及び同月 2 3 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 8 7 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	7	大和市中心林間五丁目及び柳橋五丁目地内	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日、同月 2 1 日及び同月 2 6 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 8 2 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	2	大和市つきみ野五丁目及び西鶴間一丁目地内	平成 2 3 年 9 月 5 日及び同月 8 日	告示の日
はり札	2 5	大和市下鶴間、西鶴間一丁目及び南林間七丁目地内並びに市内幹線道路（国道、県道及び市道）沿い	平成 2 3 年 9 月 7 日から同月 9 日まで、同月 1 3 日及び同月 1 5 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第163号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成23年9月27日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	4	福田地内	平成23年8月24日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 4 5 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 8 月 2 2 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 8	福田地内	平成 2 3 年 7 月 1 9 日及び同月 2 9 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 0 5 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 6 月 1 4 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	下鶴間及び中央林間五丁目地内	平成 2 3 年 5 月 6 日及び同月 1 1 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 9 7 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 5 月 2 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 0	市内国道及び県道沿い並びにつきみ野五丁目地内	平成 2 3 年 4 月 1 5 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 7 4 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 3 年 4 月 1 5 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	9	中央林間四丁目及び五丁目、深見西八丁目並びに福田八丁目地内	平成 2 3 年 3 月 7 日から同月 2 8 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 19 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 23 年 2 月 16 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	18	つきみ野五丁目、中央林間四丁目及び五丁目地内	平成 23 年 1 月 13 日から同月 28 日まで	告示の日
立看板	3	つきみ野三丁目及び四丁目地内	平成 23 年 1 月 20 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年大和市規則第 88 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第9号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成23年1月18日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	つきみ野五丁目地内	平成22年12月14日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第181号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成22年11月15日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
立看板	1	大和東一丁目地内	平成22年10月8日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 3 0 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 7 月 2 0 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	6	大和東二丁目地内	平成 2 2 年 6 月 3 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 1 4 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 6 月 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 6	中央林間一丁目、つきみ野二丁目及び五丁目、南林間一丁目、林間一丁目並びに西鶴間一丁目地内	平成 2 2 年 5 月 6 日から同月 1 9 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 9 5 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 5 月 1 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 0 5	深見西一丁目及び中央二丁目地内	平成 2 2 年 2 月 1 6 日から 同 月 1 9 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 9 3 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 5 月 1 2 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	5	下鶴間一丁目地内	平成 2 2 年 4 月 3 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 8 6 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 2	下鶴間、南林間一丁目、大和南二丁目及び柳橋三丁目地内	平成 2 2 年 3 月 1 日から同月 1 6 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 4 1 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 3 月 1 5 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2	大和東一丁目及び二丁目地内	平成 2 2 年 2 月 6 日	告示の日
立看板	1			

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 0 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 2 年 2 月 8 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 1	中央林間三丁目及び四丁目、南林間一丁目、大和東一丁目及び二丁目並びに中央二丁目地内	平成 2 2 年 1 月 7 日から同月 2 2 日まで	告示の日
立看板	2	南林間一丁目地内	平成 2 2 年 1 月 9 日	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 6 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 1 2 月 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 5	つきみ野五丁目、中央林間四丁目及び南林間一丁目地内	平成 2 1 年 1 1 月 4 日から同月 2 5 日まで	告示の日
立看板	1	南林間一丁目地内	平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 6 1 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 4	中央林間四丁目、南林間一丁目、西鶴間一丁目及び鶴間二丁目地内	平成 2 1 年 1 0 月 9 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 4 4 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 1 0 月 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	3 6	中央林間四丁目、南林間一丁目、四丁目、五丁目、七丁目及び九丁目、西鶴間一丁目、鶴間二丁目、桜森二丁目、中央三丁目、福田四丁目並びに柳橋二丁目地内	平成 2 1 年 9 月 3 日から同月 1 1 日まで	告示の日
立看板	2	深見台一丁目地内	平成 2 1 年 9 月 1 0 日	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 2 8 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 9 月 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 2	中央林間四丁目及び五丁目、南林間一丁目並びに鶴間一丁目地内	平成 2 1 年 8 月 6 日から同月 3 0 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項のとおり。

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 2 2 2 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 8 月 1 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	4 6	中央林間四丁目及び五丁目、つきみ野五丁目、南林間一丁目、大和東一丁目、下鶴間一丁目並びに下鶴間地内	平成 2 1 年 7 月 4 日から同月 3 0 日まで	告示の日
立看板	1	つきみ野五丁目地内	平成 2 1 年 7 月 1 3 日	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 9 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 4	中央林間四丁目、桜森三丁目、南林間一丁目、林間二丁目、中央一丁目及び三丁目、福田一丁目及び七丁目並びに福田地内	平成 2 1 年 6 月 1 2 日から同月 2 9 日まで	告示の日
立看板	1 5	中央林間四丁目、大和東一丁目及び二丁目地内	平成 2 1 年 6 月 3 日から同月 2 7 日まで	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 7 3 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 6 月 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 1	南林間一丁目、中央林間二丁目及び四丁目地内	平成 2 1 年 5 月 2 日から同月 2 6 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 5 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 1	林間一丁目、南林間一丁目、大和東一丁目、中央林間五丁目及び桜森三丁目地内	平成 2 1 年 4 月 1 8 日から同月 2 3 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第 1 3 7 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 4 月 1 3 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 0 0	大和東一丁目及び二丁目、中央林間四丁目、南林間一丁目、鶴間一丁目、上和田並びに福田地内	平成 2 1 年 3 月 1 日から同月 2 8 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課

大和市告示第41号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成21年3月11日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	136	つきみ野五丁目、中央林間四丁目、大和東一丁目及び二丁目、西鶴間一丁目、大和南二丁目、南林間一丁目、桜森三丁目、上和田並びに福田地内	平成21年2月6日から同月24日まで	告示の日
立看板	6	大和東一丁目及び下和田地内	平成21年2月1日から同月23日まで	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して2日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(1) 返還場所

大和市下鶴間一丁目1番1号 大和市都市部都市整備課

(2) 返還日時

保管期間の午前8時30分から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）第7号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 2 1 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 2 6	中央林間四丁目、南林間一丁目、林間一丁目、大和東一丁目及び二丁目、中央一丁目、二丁目及び三丁目、大和南二丁目、上和田、福田並びに下和田地内	平成 2 1 年 1 月 5 日から同月 3 1 日まで	告示の日
立看板	2 1	中央林間四丁目、大和東一丁目、中央二丁目及び福田地内	平成 2 1 年 1 月 4 日から同月 2 7 日まで	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(3) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

(4) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 1 2 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 1 年 1 月 2 8 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	8 5	つきみ野五丁目、中央林間四丁目、南林間一丁目、林間一丁目、西鶴間一丁目、下鶴間、大和東一丁目及び二丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 1 2 月 1 日から同月 2 9 日まで	告示の日
立看板	2 8	中央林間四丁目、南林間一丁目、西鶴間一丁目、大和東一丁目及び二丁目、上和田並びに福田地内		

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(5) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

(6) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 2 2 2 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 3 0	つきみ野五丁目、中央林間一丁目及び四丁目、南林間一丁目、林間一丁目、西鶴間一丁目、鶴間一丁目、桜森二丁目、大和東一丁目及び二丁目、中央二丁目、福田一丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 1 1 月 1 日から同月 3 0 日まで	告示の日
立看板	2 8	つきみ野五丁目、中央林間一丁目及び四丁目、南林間一丁目、林間一丁目、鶴間一丁目、大和東一丁目及び二丁目、福田一丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 1 1 月 1 5 日から同月 3 0 日まで	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(7) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

(8) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 2 0 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1 8	中央林間一丁目及び四丁目、大和東一丁目及び二丁目、南林間一丁目並びにつきみ野五丁目地内	平成 2 0 年 1 0 月 4 日から同月 3 0 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(9) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

(10) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 1 9 8 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	4 7	中央林間四丁目、桜森三丁目、大和東一丁目及び二丁目、大和南一丁目、大和東三丁目、柳橋一丁目、西鶴間八丁目、つきみ野五丁目、南林間一丁目、深見西五丁目並びに鶴間一丁目地内	平成 2 0 年 9 月 3 日から同月 2 7 日まで	告示の日
立看板	2	中央林間四丁目地内	平成 2 0 年 9 月 3 日	

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(11) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

(12) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 1 8 5 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 9 月 2 4 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 5	中央林間四丁目、南林間一丁目、桜森三丁目、大和東一丁目及び二丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 8 月 2 日から同月 3 0 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(13) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市役所

(14) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 1 7 2 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 8 月 1 3 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	2 4	中央林間四丁目、桜森二丁目及び三丁目、大和東一丁目及び二丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 7 月 1 2 日から 同月 2 6 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(15) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

(16) 返還日時

保管期間の午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課

大和市告示第 1 5 8 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 2 0 年 7 月 9 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	3 0	つきみ野五丁目、中央林間四丁目、桜森二丁目及び三丁目、大和東一丁目及び二丁目並びに福田地内	平成 2 0 年 6 月 5 日から同月 2 8 日まで	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市都市部都市整備課

4 返還手続

(17) 返還場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号

(18) 返還日時

保管期間の午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 1 9 年大和市規則第 8 8 号）第 7 号様式）、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市都市部都市整備課